

那覇市下水道条例（抜粋）

第8章 罰則

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条第1項又は第2項による確認を受けないで排水設備の工事を行った者
- (2) 第9条第1項、第22条第1項、第29条第1項若しくは第3項、第30条第1項又は第32条第1項の規定による届出を怠った者
- (3) 第10条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を行った者
- (4) 第23条第1項、第27条又は第28条の規定に違反した者
- (5) 第24条第2項若しくは第3項又は第31条の規定による命令に従わなかった者
- (6) 第40条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第42条第1項又は第44条第1項の規定による許可を受けないで当該行為をし、又は占用した者
- (8) 第8条第1項、第37条第3項、第42条第1項若しくは第44条第2項の規定による申請書若しくは書類、第8条第2項、第22条第1項、第29条第1項若しくは第3項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による届出書、第38条第1項の規定による申告書又は第40条の規定による資料に不実の記載をして提出した者

第55条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。